

平成 27 年 6 月 9 日

公 述 申 出 書

国土交通省運輸審議会 様

事案番号 平 27 第 5003 号
事案の種類 一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定について
指定地域 新潟交通圏

公述申出人 新潟地域個人タクシー連合会

会 長 阿 部 政 信

所属団体 新潟市個人タクシー事業協同組合

理事長 阿 部 政 信 61 歳

住 所 新潟市中央区竜が島 1 丁目 1 番 33 号

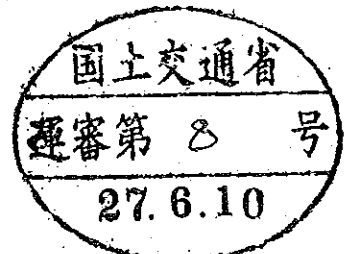
電話番号 025-241-4771 (自宅)

平成 27 年 3 月 27 日新潟交通圏準特定地域協議会において、新潟交通圏の特定地域指定の件について、運輸局の説明後に協議会委員より質疑応答後、同意の可否について採決がありました。

採決の結果については、個人タクシー構成員 370 両のうち同意する個人タクシーが 367 両でした。法人タクシーについては、1,052 両のうち同意する法人タクシーが 676 両で、以上の結果同意するタクシーの車両の合計が構成員の車両数の過半数を超えたことにより、個人タクシー事業者としての「同意が成立」したことを確認いたしております。

今後も引き続き新潟地域個人タクシー連合会の会長として、また、所属団体の新潟市個人タクシー事業協同組合の理事長として、新潟交通圏が特定地域の指定を受けることに「賛成」いたします。

以上、平成 27 年 7 月 7 日に開催される公聴会において次のとおり意見を公述したいので、申し出ます。



平成 27 年 3 月 27 日開催の新潟交通圏準特定地域協議会の場で、何故、新潟地域個人タクシー連合会は、新潟交通圏が特定地域の指定を受けることに同意したのか、その理由を述べさせていただきます。

1. 内閣府の月例経済報告によれば、景気は緩やかな回復基調が続いており、雇用情勢等は改善の傾向にあると発表されています。しかし、新潟交通圏のタクシー業界を取り巻く事業運営は依然として厳しく、リーマンショック後全く底が見えない状況が、いま現在も続いています。更には消費税 5%から 8%の増税問題や、高齢化社会の到来も少なからず影響しており、タクシー利用客の減少に歯止めがかからない状態が続いております。また、アウトロー達の違法駐停車がやたら目立ち、所轄の交通課からも市ハイタクに苦情対策等の自助努力の要請が幾度と来ている事実があり、需給バランスが完全に崩れていることが大きな要因と考えております。

2. 今後、新潟交通圏が特定地域の指定を受けた場合、即減車ではなくまずはタクシー事業の適正化、活性化策に取り組み、その後に需給バランス等について、新潟交通圏内の事業者間でタクシー事業の健全化について話し合いが必要と考えております。

新潟地域個人タクシー連合会としては、個人タクシーは 1 人 1 車のため減車できないと認識いたしておりますが、特定地域計画において営業方法の制限が決まれば協力しなければならないと考えております。

3. 個人タクシー事業者となるための資格要件は、年齢が 40 歳以上 65 歳未満の者の場合、法人タクシーの運転経歴 10 年以上（その他の職業運転手 50%換算を含む）等が必要です。しかし最近では法人タクシーに若い方が就労しにくい状態が続いております。これについては他産業と比較すると年収が約 150 万円も少なく高卒の初任給にも満たないのが原因の一つと考えられます。

ハローワークではまだまだ沢山の方々が求職活動を行っていますが、低賃金の為かタクシー業界に全く視線が向いていないのが現実です。まずはタクシー業界に若い方々を取り込み、その若い方たちからタクシー業界は魅力ある安定した職場と宣伝していただき、タクシー業界をどんどん盛り上げていただきたいと思っております。そして 10 年経過後の選択肢として個人タクシー事業の開業を検討していただきたいと思っております。

4. 平成 27 年 3 月 27 日開催の新潟交通圏準特定地域協議会で、特定地域の指定の同意について、当連合会構成員 370 両のうち同意に賛成する個人タ

タクシーは 367 両でした。法人についても 1,052 両のうち同意に賛成が 676 両であり法人個人合わせ 1,043 両で過半数以上に至り同意が成立したと確認いたしております。また、タクシー特別措置法の制定の意味からも新潟交通圏が一日も早く特定地域の指定を受けることを希望いたします。

新潟地域個人タクシー連合会は、引き続き法人あつての個人という考え方に変わりなく共存共生を図り事業運営をしてまいります。

最後に今、法人タクシー個人タクシーを問わずタクシー業界は衰退産業と言われていることを関係団体が現実問題として真摯に受け止め対応することが最も重要と考えます。